

# 新型コロナウイルス感染症に関する 各種給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしを支援するため給付金を支給します。

## 問い合わせ／

市臨時特別給付金窓口 ☎ 23 - 6257  
(市総務防災課・社会福祉課)  
〒097 - 8686  
稚内市中央3丁目13番15号  
市役所2階 第二会議室



ホームページは↑  
こちらから

## 住民税非課税世帯等臨時特別給付金

### 〈非課税世帯〉

**支給対象世帯／**  
世帯全員の令和3年度市町村民税が「均等割非課税」の世帯

**給付金額／**  
1世帯あたり10万円

**手続き方法／**

- 対象となる世帯には、1月28日付で「確認書」を発送しています。内容を確認して、返信用封筒で返送してください。
- 令和3年12月11日以降に、本市に転入した場合で、対象となる方には、転入前の市町村から案内が届きます。

**確認書の返送期限／**  
令和4年4月27日(水)【当日消印有効】

### 〈家計急変世帯〉

**支給対象世帯／**  
新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月以降の収入が減少し「市町村民税非課税相当」の収入となった世帯

**給付金額／**  
1世帯あたり10万円

**手続き方法／**  
申請が必要です。必要書類を市給付金窓口を持参するか、郵送で提出してください。

**必要書類／**

- 申請書
- 簡易な収入(所得)見込額の申立書
- 申請者の本人確認書類の写し
- 振込口座を確認できる書類の写し
- 収入状況が確認できる書類の写し

**申請期限／**  
令和4年9月30日(金)【当日消印有効】

## 生活支援臨時特別給付金

市独自  
事業

**支給対象世帯／**  
次の全てに該当する世帯

- 令和3年12月10日及び申請日において、本市に住民票がある
- 世帯全員の令和3年度市町村民税が「所得割非課税(均等割のみ課税)」または「均等割非課税」
- 住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給対象にならない

**給付金額／**  
1世帯あたり5万円

**手続き方法／**  
申請が必要です。必要書類を市給付金窓口を持参するか、郵送で提出してください。

**必要書類／**

- 申請書
- 申請者の本人確認書類の写し
- 振込口座を確認できる書類の写し

**申請期限／**  
令和4年3月18日(金)【当日消印有効】

## 申請前にご確認ください

- 世帯全員が市町村民税均等割が課税されている方の扶養親族等(※)の場合は、給付金の支給対象となりません。  
※市町村民税の課税者と生計を同一にする配偶者、地方税法の規定による扶養親族(16歳未満の方を含む。)のほか、同法の規定による青色事業専従者及び事業専従者が含まれます。
- 各給付金の申請書は、市臨時特別給付金窓口で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。また、希望する方には郵送します。
- 世帯の状況により、記載している以外の書類を提出していただく場合があります。
- 給付金は、必要書類を受理・審査してから、1～2週間後を目安に、申請者名義の希望口座に振り込みます。
- 申請期限は給付金ごとに異なります。期限を過ぎた場合は、受理できません。
- 給付金の支給後、申請書等の内容について、虚偽であることが判明した場合や、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金の返還を求めます。

## 市町村民税課税状況の確認方法

### ①納税通知書で確認する

令和3年度 市民税・道民税 決定の明細②

◆均等割非課税の場合  
市民税額「所得割額」は0円  
[均等割額]は0円

◆所得割非課税(均等割のみ課税)の場合  
市民税額「所得割額」は0円  
[均等割額]は3,500円

◆所得割課税の場合  
市民税額「所得割額」は課税額(0円以外)  
[均等割額]は3,500円

### ②特別徴収税額通知で確認する

- 市町村民税の区分(稚内市の場合)は、下の表を参考にしてください。収入金額は目安のため、世帯状況により異なります。
- 税情報の確認には、本人の同意が必要です。電話等での問い合わせには、お答えできません。

条件	収入金額	区分
給与収入のみ 扶養親族なし	93万円以下	均等割非課税
	93万円超～100万円	所得割非課税(均等割のみ課税)
	100万円超	所得割課税
年金収入のみ 扶養親族なし 65歳以上	148万円以下	均等割非課税
	148万円超～155万円	所得割非課税(均等割のみ課税)
	155万円超	所得割課税
給与収入のみ 扶養親族1人	138万円以下	均等割非課税
	138万円超～170万円	所得割非課税(均等割のみ課税)
	170万円超	所得割課税
年金収入のみ 扶養親族1人 65歳以上	193万円以下	均等割非課税
	193万円超～222万円	所得割非課税(均等割のみ課税)
	222万円超	所得割課税